

Q16

家庭・地域との連携を進める際に、どのようなことに留意すればよいですか。

A 学校での取組を積極的に公表し、協力関係を築き上げ、学校での人権学習を肯定的に受容する家庭・地域の基盤づくりをすることが大切です。

【家庭・地域との連携の必要性と学校の役割】

家庭・地域との連携について、[第三次とりまとめ]では、「学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。」(在り方編P19)とし、その連携を進めるにあたっては、「まず、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。」(在り方編P19)と述べています。また、連携や協力を進める際には、県や市町村の方針を踏まえ、地域の声をきちんとくみ上げた上で、「各学校における人権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である」(在り方編P20)としています(在り方編P32も併せて参照)。

【家庭・地域の基盤づくり】

[第三次とりまとめ]は、「人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる」(在り方編P20)と述べています。すなわち、「保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、子どもに示していくこと」(在り方編P43)が大切です。そのためには、児童生徒の生活の基盤である家庭・地域に対して説明や情報提供をしたり、連携推進の体制を整備したりするなど、学校における学習成果を肯定的に受けとめる環境を十分に整える必要があります。たとえば、保護者や教職員が連携して進めるPTA活動を通じて人権教育・啓発を進めることは、基盤づくりに有効な方策の一つです。

【家庭・地域との連携のポイントと推進方策】

人権教育の推進にあたって、学校は、家庭・地域と相互理解を図りながら、児童生徒の指導に当たることが大切であり、家庭・地域との連携にあたっては、関係機関等とのネットワークの構築等、人権教育を効果的に推進するための支援体制づくりが必要です。

連携の方策等について、[第三次とりまとめ]では、「各学校等においては、それぞれの地域の実情等に応じ、適切な方法を選び、連携の推進に努めていくことが求められる」(実践編P16)とし、家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策の例を示しています(次ページに掲載、詳細は「実践編P16～20」を参照)。また、家庭・地域との連携の取組の評価についても、点検・評価アンケートの項目例を示しています(実践編P13参照)。

ふりかえり

家庭・地域との連携を進めるために、あなたは、どのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

参考資料 家庭・地域との連携推進のためのポイント（例）（実践編P16）

- 年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事中・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図る。
- 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要）。
- 地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進める。
- 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解増進を図る。
- 学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。
- 例えば、地域の教育力と学校教育のネットワークによる「人権フェスタ」の開催など、それぞれの立場で一人一人の子どもを見つめ、育成する取組を推進する。

参考資料 家庭・地域との連携推進のための方策（例）（実践編P16）

連携の機会	連携推進の方策
<ul style="list-style-type: none"> ○日常 （通常の授業等） ○学習発表会 ○授業参観・学校公開 ○学年・学級懇談会 ○PTA研修会 ○地区懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。 ・PTAの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 ・人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。 ・校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。 ・子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。 ・人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。 ・人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。 ・中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。 ・校区で子どもを中心としたまつりを開く〔○○まつり・フェスティバル〕。
<p>※地域における取組との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 ・市町村の国際交流イベント等に参加する。 ・人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。